

議案第 36 号

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(償還等) 第 15 条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、</u> <u>は、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及</u> <u>び第 12 条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等) 第 15 条 略 2 略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第</u> <u>13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。